

「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」のご案内



実施していますか…？「地域における公益的な取組」

既存制度の対象とならない課題への対応が求められる ～社会福祉法人の本旨～

- 平成 28 年 3 月末に成立した改正社会福祉法では、社会福祉法人が有する高い公益性・非営利性に鑑み、「地域における公益的な取組を行う責務」が第 24 条にあらためて規定されました。
- 社会福祉法人は、制度化された社会福祉事業を確実、効果的かつ適正に実施するとともに、既存の制度の対象とならない課題や、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズにより積極的に対応し、地域社会に貢献することが求められています。

「地域における公益的な取組」について

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

【社会福祉法人】



② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

地域における公益的な取組

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



③ 無料又は低額な料金で提供されること



○社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

たとえば、厚生労働省通知によると…

| ○ 該当する | ✕ 該当しない |
|--|-------------------------------|
| ○地域の障害者・高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベント(地域福祉の向上を目的) | ×施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動 |
| ○要支援・要介護高齢者に対する入退院支援・移動手段提供 | ×環境美化活動や防犯活動 |
| ○子育て家族への交流の場の提供 | ×自ら移動することが容易な者に対する移動手段提供 |
| ○家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援 | ×地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供 |
| ○自治体の委託事業に法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合 | ×一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援 |
| ○介護保険サービスに係る利用者負担軽減 | ×自治体の委託事業を受託して費用の(全額)補填を受けた活動 |

「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」とは？

- 「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）は、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、社会福祉法人が連携して取り組むことを目的として和歌山県社会福祉協議会内に設置します。
- 単独の法人や事業所だけでは対応が困難な課題についても、本推進委員会に参画いただくことで知恵と力を出し合い、諸課題への対応を検討していきます。また、これにより社会福祉法人の価値を広く社会に発信していくことにつながります。
- 社会福祉法第 24 条の規定に基づき、社会福祉充実残額の有無に関わらず取り組むべきものであるとの認識のもと、推進していきます。

協働プロジェクト推進委員会（※県内全施設経営法人に参画を呼びかけ）

(1) 意識醸成・参画促進

- 関係会議・研修等での参画はたらきかけ

(2) 各法人の取組促進支援

- モデル(助成)事業による活動支援
- 実践事例の収集・広報紙やHPIによる啓発
- 事例集の作成

(3) 市町村域等のネットワークづくり支援

- 市町村域等での社会福祉法人・関係機関の協働の場づくりを促進支援

※課題別(事業別)小委員会

社会福祉法人の強みを活かした地域公益事業(例)

居場所づくり

- こども食堂
- 認知症カフェなど

相談支援
生活支援

子どもの
学習支援

緊急一時
生活支援

中間的
就労

災害時
対応

社会参加
生きがい支援

法人後見

①各社会福祉法人、②市町村域・小地域、③広域(県域)・・制度の狭間にある課題への取組(実践)を検討

【推進体制】

- ◆ 総 会
- ◆ 幹 事 会
- ◆ 小委員会

【推進委員会負担金】・・参画する社会福祉法人が相互に拠出

| 区分 | 法人全体の事業活動収入額 | 年会費(負担金) |
|----|----------------|----------|
| ① | 2億円未満の法人 | 10,000円 |
| ② | 2億円以上10億円未満の法人 | 50,000円 |
| ③ | 10億円以上の法人 | 100,000円 |

■社会福祉法人の力を結集して「制度の狭間」や「社会的孤立」への対応を図り、活動の「見える化」「見せる化」を推進しましょう！

 社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト推進委員会

事務局

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部 地域連携班
〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7F)
電話073-435-5224 FAX073-435-5226